

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 6 5 号
件 名	新潟市公文書公開等審査会において審査請求人が口頭意見陳述をできるように求めることについて
要 旨	<p>現状の新潟市公文書公開等審査会での審査は、審査請求人が審査請求し、審査会で審査を開始したことに伴い、審査請求人が口頭意見陳述申立書を提出しても、口頭意見陳述を求められることがない。審査会は実施機関に対しては、改めて確認する等の聞き取り、文書の掲示を求めている。その一方で、請求人に対しては、改めての確認のための聞き取り、文書の提示等を求めない。そのため、実施機関は、審査会の聞き取りに対して、実施機関の都合のよい回答をし、実施機関の都合のよい文書のみを掲示する。実施機関のみ、改めての確認をし、審査請求人に対しては、一切改めての確認をしない。この時点で公平な対応がなされていない。実施機関に改めての確認をしたのであれば、改めての確認に対する審査請求人の反論の機会が与えられて初めて公平となり、実施機関寄りの諮問にならないのではないのでしょうか。</p> <p>事務局からは、口頭意見陳述が今まで実施されたことがないと聞いています。審査請求人に口頭意見陳述の機会を与えない時点で、公平ではないと思われまます。これでは実施機関に有利な諮問がされると懸念されても、致し方ないのではないのでしょうか。審査請求人の生の声を聴いていただくことはできないのでしょうか。</p> <p>以上のことから、新潟市公文書公開等審査会において、審査請求人の口頭意見陳述の機会を認めることを求め陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	令和6年3月11日 総務常任委員会
受 理	令和6年2月26日 第767号